

○御前崎市設備投資促進事業費補助金交付要綱

(平成29年3月16日告示第41号)

改正 令和2年2月10日告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、産業の高度化及び活性化並びに雇用の創出を図るため、市内で設備投資促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「設備投資促進事業」とは、民間の企業若しくは組合、一般社団法人又は一般財団法人（以下「企業等」という。）が市内で工場等を設置する事業をいう。

2 この告示において「工場等」とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設又は施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいい、産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号011の耕種農業に係る施設園芸に限る。以下同じ。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設（以下これらを「工場」という。）

(2) 産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業の用に供する施設

(3) 産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設

(4) 産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号751の旅館、ホテル業の用に供する施設であって、国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）に基づく登録宿泊施設

(5) 産業に関する分類に定める日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業、分類符号45の水運業又は分類符号47の倉庫業の用に供する施設

3 この告示において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 企業等が、工場等の建物の新築、増築又は機械設備の購入をし業務の開始をすること。

イ 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築、増築又は機械設備の購入をし業務の開始をすること。

(2) 当該事業に係る設備投資に要する経費（用地取得費及び造成工事費を除

く。)が、1億円以上(中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)にあっては3,000万円以上)であること。

(3) 業務を開始するときの従業員の数(パートタイマーにあっては2分の1の換算率により換算した数とする。)が10人以上(中小企業者にあっては5人以上)であること。

(補助の対象及び補助率(額))

第3条 補助の対象及び補助率(額)は、次の各号の定めるところによる。

(1) 補助の対象

設備投資促進事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

ア 工場等の建物の建設に要する経費のうち、専ら生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する部分

イ 生産、研究、開発、流通加工等又は事務の用に供する機械設備の購入に要する経費のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産で、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第3号に掲げる機械及び装置(耐用年数1年未満のもの及び取得価格10万円未満のものを除く。)の購入に要する経費

(2) 補助率(額)

ア 前号に掲げる経費の3パーセント以内とし、5,000万円を限度とする。

イ 産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類番号041の海面養殖業及び細分類に掲げる分類符号0113の野菜作農業に係る植物工場については、前号に掲げる経費の5パーセント以内とし、5,000万円を限度とする。

ウ 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする企業等は、御前崎市設備投資促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の12月末のいずれか早い日までに、市長へ提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他参考となる書類

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、御前崎市設備投資促進事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更(事業量の20パーセント以下の変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の20パーセント以下の変更を

除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 市税及び上下水道料を滞納していないこと。

(変更の承認申請)

第7条 前条第1号の変更の承認を受けようとするときは、御前崎市設備投資促進事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）

(実績報告)

第8条 企業等は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 配置図（平面図及び立面図を含む。）
- (4) 売買契約書その他の建物を使用する権原を取得したことを証する書面の写し
- (5) 工事請負契約書及び機械設備の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) その他参考となる書類

2 前項に掲げる実績報告は、業務を開始した日から起算して30日を経過した日（第6条第1号ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が別に日を指定したときは、その日までとする。

(交付の確定)

第9条 市長は、実績報告があった場合には、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を確定し、御前崎市設備投資促進事業費補助金交付確定通知

書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）を交付するものとする。

（請求の手続き）

第10条 企業等は、確定通知書を受領したその日から起算して10日を経過した日までに、確定通知書の写しを添えて、請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
（この告示の失効）
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年2月10日告示第11号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

御前崎市設備投資促進事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

御前崎市設備投資促進事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

事業計画変更承認申請書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

実績報告書

[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)

御前崎市設備投資促進事業費補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第8号(第10条関係)

請求書

[別紙参照]